

岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 2 9 年 3 月

岐 阜 県

目 次

はじめに	1
第1章 計画の目的及び基本的事項	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の基本的事項	2
1 計画期間	2
2 計画の対象	2
3 期限内処理	2
4 確実かつ適正な処理体制	2
5 計画の見直し	3
第2章 PCB廃棄物の保管量、所有量及び処分量	4
第1節 現状	4
1 PCB廃棄物の保管状況	4
2 PCB使用製品の所有状況	4
3 PCB廃棄物の処分状況	5
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制	7
第1節 PCB廃棄物の処理体制及び処理期限	7
1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品	7
2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品	7
第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策	8
1 広域協議会を通じた処理体制	8
2 収集運搬体制の確保	8
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	9
第1節 県の役割等	9
1 PCB廃棄物及びPCB使用製品の实態把握と普及啓発	9
2 PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正処理等の監視、指導	10
3 関係機関等との連携	11
4 PCB廃棄物の処理基金による処理の推進	11
第2節 市町村の役割	12
第3節 保管事業者等の役割	12
1 保管事業者の役割	12
2 所有事業者の役割	12
第4節 収集運搬業者等の役割	13
第5節 JESCO、処分業者等の役割	13
第6節 関係事業者団体等の役割	14

第5章 県が保管事業者としてPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項	15
---	----

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、科学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性がよい、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

また、昭和43年に食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油の中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBの汚染が問題となり、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、さらに昭和49年6月からは、PCBの製造、輸入が事実上禁止となった。

PCB廃棄物は、その処理体制の整備が著しく停滞していたためにPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）において保管されてきたが、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念されてきた。

こうした状況の中で、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が、平成13年5月に採択され、国は、平成14年8月に締結した。この条約では、PCBに関しては、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分等が定められている。

国は、平成13年6月に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）を制定し、その後、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。当時は、日本環境安全事業株式会社）を活用して高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備に着手し、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体等の協力や地元の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）及び北海道事業（平成20年）による処理が始まったが、当初予定していた平成28年7月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となったことから、特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号。）が平成28年5月2日に公布され、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間をいう。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託若しくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、平成20年に作成した岐阜県PCB廃棄物処理計画（平成27年一部改定）の改定を行うものである。

第1章 計画の目的及び基本的事項

第1節 計画の目的

PCBの確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCBによる環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2節 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画は、平成29年4月から特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理の期限である平成39年3月31日までを計画期間とする。

2 計画の対象

本計画は、岐阜県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品を対象とする。なお、PCB廃棄物の種類は表2-1の「廃棄物の種類」とおりである。

3 期限内処理

高濃度^{注1)} PCB廃棄物については、国の基本計画に基づく広域的処理に従いJESCO各事業所における処分期間内に処分しなければならない。

高濃度PCB使用製品についても、高濃度PCB廃棄物と同様に処分期間内に廃棄し、処分しなければならない。

低濃度^{注2)} PCB廃棄物又は低濃度PCB使用製品については、平成39年3月31日までに処分又は廃棄しなければならない。

注1) 「高濃度」とは、PCB原液、PCBを含む油（これらが廃棄物となったものを含む。）のうち、含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品若しくはその廃棄物のうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの割合が0.5%を超えるものをいう。

注2) 「低濃度」とは、高濃度以外のものをいう。

4 確実かつ適正な処理体制

国、県、市町村、保管事業者、PCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者及び都道府県市（都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第135号。以下「廃棄物処理法」という。）第24条の2第1項で定める市をいう。以下同じ。）の許可を受けたPCBに係る特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処分業者等」という。）、JESCO並びに都道府県市の許可を受けたPCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に努めるとともに、各々が連携して計画的な処理の推進を図る。なお、岐阜市にあっては、法令に基づく届出、監視指導については自らの権限で行う。

5 計画の見直し

本計画の取組の進捗状況を少なくとも1年ごとに点検し、国の基本計画の改定等、必要に応じて見直しを行う。

第2章 PCB廃棄物の保管量、所有量及び処分量

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管状況

改正前の特別措置法第8条第1項の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量は、表2-1のとおりである。

表2-1 PCB廃棄物の保管量 (平成28年3月31日時点)

廃棄物の種類	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
高圧トランス	78台	25台
高圧コンデンサ	687台	43台
低圧トランス	6台	11台
低圧コンデンサ	6,683台	288台
安定器	53,673個	20,960個
PCB	0kg	0kg
PCBを含む油	820.5kg	19,924.3kg
感圧複写紙	2,704kg	310kg
ウエス	3,651.6kg	3,929.7kg
汚泥	14.3kg	418kg
その他の機器等	1,749 台	5,779台

(出典：平成28年度PCB廃棄物保管状況等届出書(岐阜市への届出分を含む)から集計)

注1) 「その他の機器等」については、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変圧変流器、遮断器、開閉器、継電器、整流器、誘電電圧調整器、ラジエーター、ブッシング、X線装置、小型電気機器、大型電気機器等を含む。

注2) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」について容量で届出されたものについては、 $1\text{ m}^3 = 1\text{ t}$ に換算して計上した。

2 PCB使用製品の所有状況

改正前の特別措置法第8条第1項の規定に基づき、県内の保管事業者から併せて届出されたPCB使用製品の種類別の所有量は、表2-2のとおりである。

表2-2 PCB使用製品の所有量 (平成28年3月31日時点)

PCB使用製品の種類	高濃度PCB使用製品	低濃度PCB使用製品
高圧トランス	2台	3台
高圧コンデンサ	277台	7台
低圧トランス	6台	5台
低圧コンデンサ	0台	1台
安定器	1,472個	10個

その他の機器等	3台	726台
---------	----	------

(出典：平成28年度PCB廃棄物保管状況等届出書(岐阜市への届出分を含む)から集計)

なお、電気事業法及び電気関係報告規則(以下「電気事業法等」という。)に基づき電気工作物の設置者から中部近畿産業保安監督部に届出されたPCB使用電気工作物の種類別の所有量は、表2-3のとおりである。表2-2及び表2-3については、重複するものがある。

表2-3 電気工作物に係るPCB使用製品の所有量(平成28年10月現在)

電気工作物の種類	高濃度PCB使用製品	低濃度PCB使用製品
トランス	2台	1,042台
柱上変圧器	0台	46台
コンデンサ	35台	150台
計器用変成器	0台	22台
リアクトル	0台	18台
放電コイル	0台	8台
電圧調整器	0台	22台
整流器	0台	2台
開閉器	0台	22台
遮断器	0台	99台
OFケーブル	0式	1式

(出典：電気関係報告規則に基づく中部近畿産業保安監督部への届出情報から岐阜県作成)

3 PCB廃棄物の処分状況

改正前の特別措置法第8条第1項の規定に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物のうち平成28年3月までに処分されたものは、表2-4のとおりである。

表2-4 PCB廃棄物の処分量(平成28年3月31日時点)

廃棄物の種類	平成28年3月31日までの処分量
高圧トランス	123台
高圧コンデンサ	3,395台
低圧トランス	5台
低圧コンデンサ	1,204個

柱上トランス	3,149台
安定器	3,988個
P C B	3.7kg
P C Bを含む油	195,619kg
感圧複写紙	0kg
ウエス	11,675kg
汚泥	3,377kg
その他の機器等	6,230台

(出典：平成28年度PCB廃棄物保管状況等届出書(岐阜市への届出分を含む)から集計)

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制

第1節 PCB廃棄物の処理体制及び処理期限

1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

JESCOは、東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）を処理対象区域とした拠点的広域処理施設を豊田市内に設置し、高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、その他の大型機器（以下「高圧トランス等」という。）及びPCB及びPCBを含む油（以下「廃PCB等」という。）の処理を平成17年9月から開始し、平成20年度から県内の高圧トランス等及び廃PCB等の処理を進めている。

なお、JESCO豊田PCB処理事業所（以下「豊田事業所」という。）で処理が困難な一部の処理対象物については、他の拠点的広域処理施設で処理することとされている。

また、JESCO北九州PCB処理事業所（以下「北九州事業所」という。）において、安定器及び汚染物等の処理を平成24年度から開始し、平成28年度から県内の安定器及び汚染物等の処理を進めている。

拠点的広域処理施設における処理対象物と処分期間は、表3のとおりである。

2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品については、自ら処分又は処分業者等に処分委託することにより平成39年3月31日までに処分するものとする。

なお、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は相当数存在していると想定されているものの、PCB汚染の確認が進んでいないため、その実態は十分に把握されていない状況にある。

表3 本県に係るPCB廃棄物の処理体制及び処理期限

処理対象物	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高圧トランス等 廃PCB等	豊田事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
車載トランス	豊田事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
	北九州事業所	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日
	大阪事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
	東京事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
特殊コンデンサ	大阪事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
安定器・汚染物等	北九州事業所	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日

低濃度 P C B 廃棄物	無害化処理施設等	平成39年3月31日まで	
柱上トランス由来の P C B 廃棄物	自社による処理 (電力会社保有分)	平成39年3月31日まで	

注1) 「計画的処理完了期限」は、国の基本計画で定められた事業所ごとの処理完了期限をいう。

注2) 車載トランスとは、鉄道車両に使用されたトランスをいう。

注3) 特殊コンデンサとは、経年変化等により内部の絶縁体が炭化したトランス等をいう。

注4) 無害化処理施設等とは、国の認定した無害化処理施設及び都道府県市の許可した施設をいう。

注5) 大阪事業所は、J E S C O 大阪 P C B 処理事業所、東京事業所は、J E S C O 東京 P C B 処理事業所をいう。

第2節 P C B 廃棄物の処理体制の確保のための方策

1 広域協議会を通じた処理体制

県は、P C B 廃棄物の処理が円滑に行われるよう、豊田事業に係る「東海地区広域協議会」及び北九州事業に係る「西日本広域協議会」において調整を図るとともに、必要に応じて他の広域協議会と協議、調整を行う。

また、高濃度 P C B 廃棄物の保管事業者、高濃度 P C B 使用製品の所有事業者及び収集運搬業者に対して、各広域協議会で定めた方針等の周知を図る。

2 収集運搬体制の確保

P C B 廃棄物にあたっては、少量の P C B 廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、P C B 廃棄物の種類が多岐にわたることから、事業者の団体等が取りまとめを行うなど計画的かつ効率的な収集運搬体制を構築する必要がある。

収集運搬業者は、廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準（以下「収集運搬基準」という。）、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）並びに県、各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等を遵守するほか、高濃度 P C B 廃棄物を収集運搬する場合は、G P S を利用した車両運行管理システムを整備し、収集運搬体制の一層の安全性を確保する。

県は、収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、各広域協議会において緊急連絡体制を整備する。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 県の役割等

県は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

1 PCB廃棄物及びPCB使用製品の実態把握と普及啓発

(1) 自家用電気工作物設置者に対する調査等

- ・自家用電気工作物設置者を対象として、平成27年度に実施した掘り起こし調査の結果、調査票が届かなかった事業者及び回答のなかった事業者に対してフォローアップ調査を実施し実態の把握を行う。
- ・掘り起こし調査の結果、PCB廃棄物を保管又は高濃度PCB使用製品を所有していると回答のあった事業者に対して、保管状況等の届出又は廃棄の見込み及び管理状況の届出の指導を行う。
- ・掘り起こし調査の結果、低濃度PCB使用製品を所有していると回答のあった事業者に対して、当該製品を早期に廃棄し、処分するよう情報提供や啓発を行う。
- ・掘り起こし調査の結果、PCBを含有している疑いのある廃棄物又は使用製品を保管又は所有していると回答のあった事業者に対して、PCB汚染の有無について確認を行い、PCB汚染が確認された場合には、濃度の区分に従って早期に廃棄し、処分するよう情報提供や啓発を行う。
- ・電気事業法等に基づき中部近畿産業保安監督部に提出される届出から高濃度PCB使用製品の使用を廃止した事業者の把握に努める。

(2) 事業者等への普及啓発

- ・PCB廃棄物を保管又はPCB使用製品を所有していると想定される事業者の団体を対象とした「岐阜県PCB処理推進連絡会」を開催する。
- ・当連絡会を通じて、所属する事業者に対しPCB廃棄物又はPCB使用製品の有無の把握、適正かつ計画的な処分又は廃棄に向けて啓発・指導を行うように協力を求める。

(3) 一般家庭等への情報提供・啓発

- ・一般家庭等を対象として、インターネット・マスメディア等を活用しPCB廃棄物及びPCB使用製品の性状、処理の安全性確保に関する情報や早期処理の必要性について情報提供や啓発を行う。
- ・廃電気機器等を保管している事業者に対して、PCB廃棄物を譲り渡さないように、また、廃電気機器の買受け又は処理を行う金属回収業者等に対して、PCB廃棄物を譲り受けないように情報提供や啓発を行う。
- ・解体業者等に対して、工場等の増改築や解体作業を受託する際には、あらかじめPCB廃棄物又はPCB使用製品の有無を確認し、PCB廃棄物を譲り受けないように情報提供や啓発を行う。

2 PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正処理等の監視、指導

(1) 届出の徹底

- ・特別措置法第8条第1項の規定に基づく届出（特別措置法第19条で準用する場合を含む。）のないPCB廃棄物の保管事業者及び高濃度PCB使用製品（電気事業法に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品を除く。以下この項において同じ。）の所有事業者に対して、届出を指導する。
- ・保管事業者に対し、特別措置法第8条第1項の規定に基づく保管状況等の届出を、また、高濃度PCB使用製品の所有事業者に対し、特別措置法第19条で準用する同法第8条第1項の規定に基づく廃棄の見込み又は管理状況の届出を指導する。
- ・全てのPCB廃棄物の処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた者に対し、特別措置法第10条第2項の規定に基づく届出を指導する。

(2) 廃棄物の適正保管の措置

- ・保管事業者又は高濃度PCB廃棄物の疑いのあるものを保管する事業者に対し、「岐阜県PCB廃棄物保管事業者等に係る指導要領」により立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守を指導する。
- ・PCB廃棄物又は高濃度PCB廃棄物の疑いのあるものの紛失や破損等の事故があった場合は、保管事業者等の責任を明らかにして追跡調査によりPCB廃棄物の回収に努めるとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

(3) 廃棄物の確実な処分及び使用製品の確実な廃棄

- ・高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者に対して、特別措置法第10条第1項又は同法第18条の規定に基づき処分期間内に自ら処分、他人に処分委託又は廃棄するよう指導する。
- ・高濃度PCB廃棄物が処分期間内に処分委託されない恐れがある場合には、速やかに処分委託を行うよう保管事業者を指導するとともに必要に応じて改善命令を発出する。
- ・高濃度PCB廃棄物の保管事業者の破産、死去、相続等に起因するなどして、計画的処理完了期限内に高濃度PCB廃棄物の処理が完了しない恐れがある場合には、行政代執行を行う。

(4) 安全な収集運搬の確保

- ・収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者に対し、収集運搬基準、収集・運搬ガイドライン並びに県、各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等の遵守を徹底するとともに、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう監視、指導を行う。

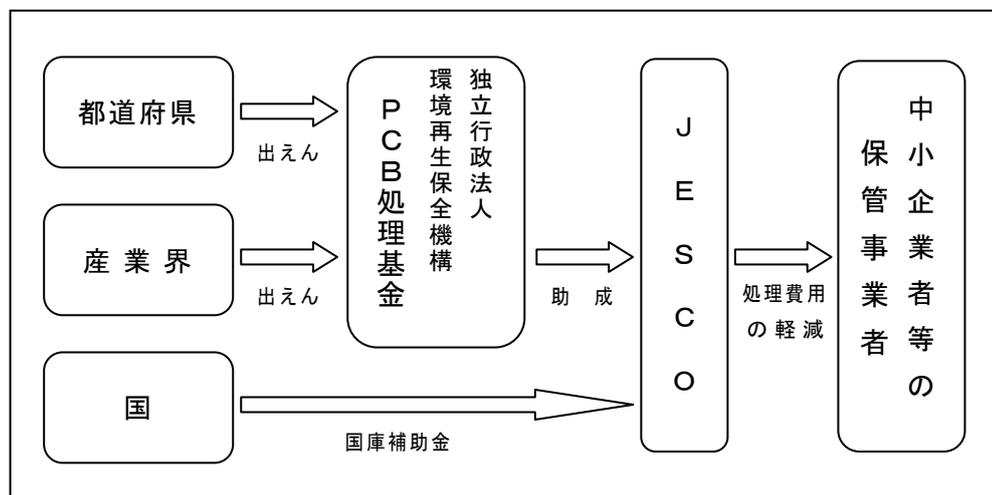
3 関係機関等との連携

- ・ 豊田事業所及び北九州事業所において、県内のPCB廃棄物が計画的に処理されるよう、各広域協議会で関係自治体の処理計画、緊急時連絡体制の整備など必要な事項について調整を図る。
- ・ 拠点的広域処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、各広域協議会を通じて必要な協力を行う。
- ・ 国、JESCO、中部近畿産業保安監督部及び電気保安関係の事業者等と協力してPCB廃棄物の未処理事業者の把握に努める。
- ・ 警察、関係自治体と連携し、一体となって不適正処理の防止の徹底を図る。

4 PCB廃棄物の処理基金による処理の推進

- ・ 廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。
- ・ 一方、PCB廃棄物については、高額な処理費用を要すると見込まれ、中小企業者にとって経済的に大きな負担となることから、国は、平成13年度から国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、一定範囲の中小企業者、法人、個人が保管している高濃度PCB廃棄物の処分委託をJESCOに行う場合の処理費用の負担軽減が図られている。さらに平成26年4月からは、対象となる範囲が学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人以外の法人及び破産等に伴いPCB廃棄物を保管することとなった個人にも拡大された。このPCB廃棄物処理基金の仕組みは図1のとおりである。
- ・ 県は、県内のPCB廃棄物の早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしており、今後も引き続き出えんする。

図1 PCB廃棄物処理基金の概要



第2節 市町村の役割

市町村は、PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力し、次の施策を実施する。

- ・一般家庭等を対象として、市町村広報誌等を活用し、PCB廃棄物及びPCB使用製品の性状、処理の安全性確保に関する情報や早期処理の必要性について情報提供や啓発を行う。
- ・保有するPCB廃棄物等を、率先して、一日も早い処分委託又は廃棄を進める。

第3節 保管事業者等の役割

1 保管事業者の役割

保管事業者は、PCB廃棄物の適正な保管及び確実かつ適正な処分が行われるよう、次の事項を履行する。

- ・PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・特別措置法第8条第1項の規定に基づくPCB廃棄物の保管及び処分の状況を毎年確実に届け出るとともに、PCB廃棄物の紛失等の防止に努める。
- ・PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管を行う。
- ・高濃度PCB廃棄物は、原則保管の場所を変更してはならないが、やむなく保管場所の変更を行う場合には、特別措置法第8条第2項ただし書きの規定に基づく手続きを行う。
- ・表3の区分に従って、確実かつ適正にPCB廃棄物を自ら処分、他人に処分委託する。処分を委託する際には、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処分期間内に確実に処分するため、処分業者等と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する場合は、収集運搬業者及び処分業者等の処理状況等を確認する。
- ・豊田事業所に高圧トランス等及び廃PCB等を搬入し処分委託する場合には、東海地区広域協議会が定める「東海地区におけるPCB廃棄物保管事業者等への指導方針」を遵守する。
- ・北九州事業所に安定器・汚染物等を搬入し処分委託する場合には、北九州市が定める「北九州市PCB廃棄物の安全かつ早期処理の推進に関する要綱」を遵守する。
- ・PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力する。

2 所有事業者の役割

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、処分期間内に確実かつ適正に使用製

品の廃棄が行われるよう、次の事項を履行する。

- ・高濃度 P C B 使用製品（電気事業法に規定する電気工作物である機器を除く。次項において同じ。）について、表 3 の区分に従って、確実かつ適正に処分期間内に廃棄を行う。
- ・高濃度 P C B 使用製品について、特別措置法第 19 条で準用する同法 8 条第 1 項の規定に基づく廃棄の見込み又は管理状況の届出を行う。
- ・電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 P C B 使用製品の所有事業者は、電気事業法等に基づき、中部近畿産業保安監督部に廃棄の見込み又は管理状況の届出を行う。
- ・P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力する。

第 4 節 収集運搬業者等の役割

収集運搬業者は、P C B 廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行する。

- ・収集運搬基準、収集・運搬ガイドライン並びに県、各広域協議会及び関係自治体が定める輸送規制等を遵守する。
- ・収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ・GPS を利用した車両運行管理システムを整備し、収集運搬体制の一層の安全性を確保する。（高濃度 P C B 廃棄物に限る。）
- ・P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力する。

第 5 節 J E S C O、処分業者等の役割

J E S C O 及び処分業者等は、安全を第一にして適正かつ確実な処分を行うため、次の事項を履行する。

- ・処理施設の整備及び稼動に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守する。
- ・安全性の観点から、定期的に処理施設の点検整備を行う。
- ・P C B 廃棄物が表 3 の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ・P C B 廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、P C B 廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、P C B 廃棄物の処理についての理解と信頼を得るよう努める。

- ・ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ・ 破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、県から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力する。

第 6 節 関係事業者団体等の役割

関係事業者団体等は、P C B 廃棄物又は P C B 使用製品の確実な把握や適正な処分が進められるよう、次の事項を履行する。

- ・ 県 P C B 処理推進連絡会を構成する団体は、所属する事業者に対して、事業所内の P C B 廃棄物又は P C B 使用製品の有無を把握し、適正な処分又は廃棄に向けて啓発・指導を行う。
- ・ P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力する。

第5章 県が保管事業者としてPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

県は、率先して、一日も早いPCB廃棄物及びPCB使用製品の処分委託又は廃棄を進める。

1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の計画的処理

- ・高濃度PCB廃棄物について、処分期間内に計画的に処分委託を行う。
- ・高濃度PCB使用製品について、その所有状況を調査し、処分期間内の廃棄又は処分を計画的に実施する。

2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品の計画的処理

- ・低濃度PCB廃棄物について、処分期間内に計画的に処分委託を行う。
- ・低濃度PCB使用製品について、その所有状況を調査し、PCB汚染の有無の確認を計画的に進め、平成39年3月31日までに処分を行う。

3 処分及び廃棄の推進状況の公表

- ・県の保有しているPCB廃棄物の処分状況について、インターネット等を活用して毎年度公表を行う。